

犬を飼っている皆さまへ

狂犬病予防注射と犬の登録

犬を飼い始めた方や犬と一緒に転入してきた方は、30日以内に市町村に登録申請を行い、交付された鑑札^{かんさつ}を犬に付けることが法律で義務付けられています。まだ登録をしていない方は、必ず届出をしてください。家族の方が犬と転出している場合は、転出先で届出をするよう伝えてください。

また、1年に1度狂犬病の予防注射の接種をし、交付された予防注射済票を犬に付けることも法律により義務付けられています。

令和8年度 狂犬病予防集合注射の実施について

1) 会場、日程

役場本庁舎前（川根本町上長尾627） 4月30日（木）午前9時～正午まで

2) 費用

「狂犬病予防注射」・・・3,600円（※釣銭のないようお願いいたします）
内訳：注射手数料・・・3,050円 注射済票交付手数料・・・550円

3) 必要なもの

- ・狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき）
- ・愛犬手帳
- ・ビニール袋等（ふんを処理できるもの）

※狂犬病予防注射済票交付申請書は、本町で犬の登録をされている方へ3月中旬頃に発送しています。

4) 当日のお願い

- ・4週間以内に混合ワクチンを接種している場合は、狂犬病予防注射はできません。
- ・犬が病気・妊娠・体調不良などで予防注射が困難と思われる場合は、事前に獣医師へご相談ください。

5) その他

- ・本町に犬の登録をされていない方も、狂犬病予防集合注射を受けることができます。
- ・注射会場にて犬の登録申請ができますが、支払いについては注射会場では受け付けられないため、後日、納付書でお支払いいただきます。（登録には手数料3,000円がかかります）

【問】 暮らし環境課 生活環境室 ☎ 0547(56)2236

